

施設及びサービスに関する内容

●設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名

設置者 足 寄 町 長 渡辺 俊一
管理者 へき地保育所長 赤間 教儀

●建物その他の設備の規模及び構造

鉄筋コンクリート 90.035㎡（保育所部分）

●施設の名称及び所在地

螺湾保育所（足寄町螺湾本町65番地の5 螺湾小学校内）

●事業を開始した年月日

平成27年4月1日

●開所している時間

月曜日～金曜日 午前8時 から 午後5時 まで（土・日・祝日休み）

●提供するサービスの内容及び利用者が支払うべき額に関する事項

提供するサービスの内容 認可外保育所
利用者が支払うべき額 足寄町就学前子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例による

●入所（利用）定員

30名

●保育士その他の職員の配置数又はその予定

保育士 2名、保育補助者 1名

●保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

保険の種類 普通傷害保険
保険事故 保育所の管理下における事故
保険金額 死亡後遺障害 1名につき1, 162, 000円
入院日額 1名につき 1, 500円
通院日額 1名につき 1, 000円

●提携している医療機関の名称所在地及び提携内容

足寄町国民健康保険病院 足寄町南2条3丁目（内科健診）
中原歯科医院 足寄町南6条1丁目（歯科検診）

●緊急時における対応方法

保育に従事する職員は、現に保育を行っているときに利用児に事故が起きた場合、体調に変化があった場合その他必要な場合は、速やかに提携医療機関に連絡するなど必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

●非常災害対策

消防法に基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、月1回の避難訓練を行う。

●虐待防止のための措置に関する事項

- ①虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ②利用児及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③職員は、保育従事中に虐待を受けたと思われる利用児を発見したときは、速やかに町の虐待対応窓口に通報するものとする。

●設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

否